官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

# 目次

〔省　令〕
○宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・国土交通二）　二
〔法規的告示〕
○地鶏肉の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産一三二七）
○地鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一三二八）
○地鶏肉についての小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一三二九）
○地鶏肉の生産行程についての検査方法の一部を改正する件（同一三三〇）
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一一五）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務三二三）
○技術協力及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業に関する日本国政府とコンゴ共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（同三二四）　四
○返納を命じた旅券を無効とする件（同三二五）
○保安林の指定をする件（農林水産一三三一～一三三七）　五
○保安施設地区の指定をする件（同一三三八）
○水先人に免許を与えた件（国土交通八四六）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同八四七）
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同八四八、八四九）
○航路標識に関する件（海上保安庁二一）　六
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（関東地方整備局一九一）　七
〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　出入国在留管理庁　公安調査庁　八
防衛省　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（新潟労働局最低賃金公示一）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配九二）　一〇
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所　一
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　二
会社その他　三
官庁
社会保険労務士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一〇

# 省令

**○農林水産省国土交通省令第二号**

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第五条第一項第五号の規定に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎
国土交通大臣　中野　洋昌

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の一部を改正する省令

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）<br>**第八条**　令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略）<br>三　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（これらの規定を同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（これらの規定を同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病（同法第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事<br>四～十　（略） | （宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）<br>**第八条**　令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略）<br>三　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事<br>四～十　（略） |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 法規的告示

**○農林水産省告示第千三百二十七号**

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、地鶏肉の日本農林規格（平成十一年農林水産省告示第八百四十四号）（ＪＡＳ　〇八四四）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年十月二日から施行する。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

**○農林水産省告示第千三百二十八号**

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第千四百九号）の一部を次のように改正し、令和七年十月二日から施行する。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

**○農林水産省告示第千三百二十九号**

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十七条（同令第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地鶏肉についての小分け業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第千四百十号）の一部を次のように改正し、令和七年十月二日から施行する。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

**○農林水産省告示第千三百三十号**

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十三条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地鶏肉の生産行程についての検査方法（平成十二年農林水産省告示第千四百十一号）の一部を次のように改正し、令和七年十月二日から施行する。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

# その他告示

**○法務省告示第百十五号**

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年九月二日

法務大臣　鈴木　馨祐

京都地方法務局所属　　宮地佐都季
名古屋法務局所属　　金山　陽一

**○外務省告示第三百二十三号**

令和七年七月三十日にアビジャンで、円借款の供与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の平成三十年十二月十七日付けの交換公文に従ってコートジボワール共和国政府に供与されることになったアビジャン三交差点建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がコートジボワール共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、コートジボワール共和国政府との間に行われた。

令和七年九月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

**○外務省告示第三百二十四号**

令和七年八月五日にブラザビルで、技術協力及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業に関する日本国政府とコンゴ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

令和七年九月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

技術協力及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業に関する日本国政府とコンゴ共和国政府との間の協定

日本国政府及びコンゴ共和国政府は、

両国間に存在する友好関係を技術協力及び独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）によって実施されるＪＩＣＡ海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）の活動の促進により一層強化することを希望し、

それぞれの国の経済開発及び社会開発を促進することにより得られる相互の利益を考慮して、次のとおり協定した。

**第一条**

両政府は、両国間の技術協力及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業を促進するよう努める。

**第二条**

この協定に基づいて行われる個別の技術協力の計画を規律する別個の取決めは、両政府の権限のある当局の間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、コンゴ共和国政府の権限のある当局は国際協力・官民連携推進省である。

**第三条**

1　次の形態による技術協力は、日本国において効力を有する法令及び前条に規定する取決めに従い、ＪＩＣＡにより、ＪＩＣＡの負担で行われる。

(a)　技術訓練をコンゴ共和国国民に提供すること。

(b)　ＪＩＣＡからの専門家（以下「ＪＩＣＡ専門家」という。）をコンゴ共和国に派遣すること。

(c)　コンゴ共和国の経済開発及び社会開発に係る計画に関する調査を行うため、日本国の調査団（以下「日本国の調査団」という。）をコンゴ共和国に派遣すること。

(d)　設備、機械及び資材をコンゴ共和国政府に供与すること。

(e)　両政府間の相互の同意によって決定されるその他の形態の技術協力をコンゴ共和国政府に行うこと。

2　協力隊員は、日本国において効力を有する法令に従い、かつ、両政府の権限のある当局の間で合意する別個の派遣計画に基づき、ＪＩＣＡによりコンゴ共和国に派遣される。また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材は、ＪＩＣＡにより使用に供される。

**第四条**

コンゴ共和国政府は、前条に規定する日本国の技術協力及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業の結果としてコンゴ共和国国民が取得する技術及び知識並びに供与される設備、機械及び資材がコンゴ共和国の経済開発及び社会開発に寄与すること並びに軍事目的に使用されないことを確保する。

**第五条**

1　ＪＩＣＡがＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団及び協力隊員を派遣する場合には、コンゴ共和国政府は、次のことを行う。

(1)　(a)　ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対し、国外から送金される給与及び手当について又は当該給与及び手当に関連して課される所得税その他の租税及び課徴金を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家及び日本国の調査団の構成員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、関税その他の租税及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　コンゴ共和国に派遣されるＪＩＣＡ専門家一名につき一台、ＪＩＣＡ専門家の一家族につき一台及び協力隊員一名につき一台の自動車

(c)　コンゴ共和国に自動車を輸入しないＪＩＣＡ専門家及びその家族の構成員並びに協力隊員に対し、当該ＪＩＣＡ専門家及びその家族の構成員並びに協力隊員が自動車を現地購入する場合には、ＪＩＣＡ専門家一名につき一台、ＪＩＣＡ専門家の一家族につき一台及び協力隊員一名につき一台の自動車について課される付加価値税その他の租税及び課徴金を免除すること。

(d)　ＪＩＣＡ専門家及びその家族の構成員並びに協力隊員に対し、(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(2)　(a)　ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団及び協力隊員の任務の遂行に必要とされる適当な事務所その他の施設（電話及びファクシミリの役務を含む。）を自己の負担で提供し、かつ、当該施設の運営費及び維持費を負担すること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団及び協力隊員の任務の遂行に必要な現地要員（必要な場合には、適当な通訳を含む。）並びにＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団及び協力隊員の相手方となる当該任務の遂行に必要なコンゴ共和国人の要員を自己の負担で提供すること。

(c)　ＪＩＣＡ専門家及び協力隊員に係る次の諸経費を負担すること。

(i)　通勤費

(ii)　コンゴ共和国内の公用出張旅費

(iii)　公用通信費

(d)　ＪＩＣＡ専門家及びその家族の構成員並びに協力隊員に対し、適当な住宅の確保につき便宜を提供すること。

(e)　ＪＩＣＡ専門家及び日本国の調査団の構成員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員に対し、医療上の便宜を提供すること。

(3)　(a)　ＪＩＣＡ専門家及び日本国の調査団の構成員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員に対し、任期中、コンゴ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関する便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するために、ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対し、身分証明書を発給すること。

(c)　ＪＩＣＡ専門家及びその家族の構成員並びに協力隊員に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(d)　協力隊員に対し、その任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用を許可すること。

(e)　ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団及び協力隊員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

2　1に規定する自動車が、その後コンゴ共和国内において、関税その他の租税の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車について当該租税が課される。

3　コンゴ共和国政府は、ＪＩＣＡ専門家及び日本国の調査団の構成員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員に対し、コンゴ共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の専門家及び調査団の構成員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員に類するボランティアに与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

**第六条**

コンゴ共和国政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員又は協力隊員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員又は協力隊員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、当該請求がＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員又は協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。

**第七条**

1　(1)　ＪＩＣＡがコンゴ共和国政府に対して設備、機械及び資材を供与する場合には、コンゴ共和国政府は、当該設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、関税その他の租税及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除する。当該設備、機械及び資材は、陸揚港において保険料及び運賃込みの条件でコンゴ共和国政府の関係当局に引き渡された時にコンゴ共和国政府の財産となる。

(2)　ＪＩＣＡがコンゴ共和国政府に対して設備、機械及び資材を供与する場合には、コンゴ共和国政府は、当該設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税その他の租税及び課徴金を免除する。

(3)　(1)及び(2)に規定する設備、機械及び資材については、両政府の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、第二条に規定する取決めに定める目的のために使用する。

(4)　(1)及び(2)に規定する設備、機械及び資材のコンゴ共和国内における輸送のための費用並びにこれらの交換、維持及び修理のための費用については、コンゴ共和国政府が負担する。

2　(1)　ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材であってＪＩＣＡが用意するものは、両政府の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、引き続きＪＩＣＡの財産とする。

(2)　コンゴ共和国政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、関税その他の租税及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除する。

(3)　コンゴ共和国政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税その他の租税及び課徴金を免除する。

**第八条**

コンゴ共和国政府は、その指定する機関を通じ、ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員と密接な連絡を維持する。

**第九条**

1　コンゴ共和国政府は、ＪＩＣＡがコンゴ共和国において海外事務所（以下「ＪＩＣＡ事務所」という。）を開設し、及び維持することを認め、また、日本国から派遣され、この協定に基づく技術協力の計画及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業に関連してＪＩＣＡにより与えられる任務をコンゴ共和国において遂行する駐在員、職員及び協力隊員の調整員（以下、それぞれ「ＪＩＣＡ駐在員」、「ＪＩＣＡ職員」及び「ＪＩＣＡ調整員」という。）を受け入れる。

2　コンゴ共和国政府は、次のことを行う。

(1)　(a)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員に対し、国外から送金される給与及び手当について又は当該給与及び手当に関連して課される所得税その他の租税及び課徴金を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、関税その他の租税及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　コンゴ共和国に派遣されるＪＩＣＡ駐在員一名につき一台、ＪＩＣＡ駐在員の一家族につき一台、ＪＩＣＡ職員一名につき一台、ＪＩＣＡ職員の一家族につき一台及びＪＩＣＡ調整員一名につき一台及びＪＩＣＡ調整員の一家族につき一台の自動車

(c)　コンゴ共和国に自動車を輸入しないＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員が自動車を現地購入する場合には、ＪＩＣＡ駐在員一名につき一台、ＪＩＣＡ駐在員の一家族につき一台、ＪＩＣＡ職員一名につき一台、ＪＩＣＡ職員の一家族につき一台及びＪＩＣＡ調整員の一家族につき一台の自動車について課される付加価値税その他の租税及び課徴金を免除すること。

(d)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員に対し、(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(e)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員に対し、任期中、コンゴ共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関する便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(f)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員に対し、身分証明書並びにＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員及び協力隊員を送迎するために空港及び海港に出入国手続地点を越えて入るための特別通行証を発給すること。

(g)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(h)　ＪＩＣＡ調整員に対し、その任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用を許可すること。

(i)　ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

(2)　(a)　ＪＩＣＡ事務所に対し、ＪＩＣＡ事務所の活動に必要な設備、機械及び資材（自動車を含む。）の輸入に関し、領事手数料、関税その他の租税及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ事務所に対し、ＪＩＣＡ事務所の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材（自動車を含む。）の現地購入に関し、付加価値税その他の租税及び課徴金を免除すること。

(c)　ＪＩＣＡ事務所に対し、(a)及び(b)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(d)　ＪＩＣＡ事務所に対し、国外から送金されるＪＩＣＡ事務所の経費につき又は当該経費に関連して課される所得税その他の租税及び課徴金を免除すること。

3　2に規定する自動車が、その後コンゴ共和国内において、関税その他の租税の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車について当該租税が課される。

4　コンゴ共和国政府は、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員並びにＪＩＣＡ事務所に対し、コンゴ共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の駐在員、職員及び調整員並びにこれらの者の家族の構成員並びに事務所に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

**第十条**

コンゴ共和国政府は、コンゴ共和国に滞在中のＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員の安全を確保するために必要な措置をとる。

**第十一条**

両政府は、この協定から又はこの協定に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

**第十二条**

1　この協定の規定は、この協定の効力発生の後、この協定の効力発生の前に開始した技術協力の個別の計画にも適用され、かつ、ＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員であって、当該計画に関連してコンゴ共和国に滞在中の者並びに当該計画に関連する設備、機械及び資材にも適用される。

2　この協定の終了は、両政府間の相互の同意により別段の決定をする場合を除くほか、実施中の技術協力の個別の計画及びＪＩＣＡ海外協力隊の事業が完了する日までの間当該計画及び当該事業に影響を及ぼすものではなく、また、当該計画及び当該事業に関連する自己の任務を遂行するためにコンゴ共和国に滞在中のＪＩＣＡ専門家、日本国の調査団の構成員、ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びＪＩＣＡ調整員並びにこれらの者の家族の構成員並びに協力隊員に与えられる特権、免除及び便宜に影響を及ぼすものでもない。

**第十三条**

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対しこの協定を終了させる意思を書面により少なくとも六箇月の予告をもって通告する場合を除くほか、毎年自動的に一年ずつ更新される。

3　この協定の終了の後においても、第四条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年八月五日にブラザビルで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
小川秀俊

コンゴ共和国政府のために
ドゥニ・クリステル・サス・ンゲソ

**○外務省告示第三百二十五号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年八月十三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年九月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

記

失効年月日　令和七年八月十三日
発行年月日　令和六年四月十八日
旅券番号　ＭＪ三三七九八三六

**○農林水産省告示第千三百三十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市都町字芹場六九九四、七〇〇二の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百三十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子字尾高四八六四の二、四八六五の三、四八六五の一三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百三十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　北海道富良野市二二八二の三六（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百三十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市中粕尾字三春沢二二九九から二三〇七まで、二三〇八の一、二三〇八の二、二三〇九から二三一二まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字三春沢二三〇八の一・二三〇八の二・二三一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百三十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字大瀬字越木田四八六の一、七八七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字越木田四八六の一・七八七の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百三十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字梓字山神六四八の一二六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百三十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字金山二、四、一四、一七、一八の一、一八の二、二一の一、二五、二六、三一、三五の一、四〇の三、六五、七一から七三まで、七七の二、七七の三、字小網畑一八、一九、三五、字金山蝸牛九、六六の一、九六の一、九六の五、一〇〇、一〇一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字金山七三・七七の三・字小網畑三五・字金山蝸牛九六の一・九六の五・一〇一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百三十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

令和七年九月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二九号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱三〇号から標柱四三号までを順次結んだ線及び標柱三〇号と標柱四三号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱四四号から標柱四八号までを順次結んだ線及び標柱四四

号と標柱四八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県神埼市神埼町志波屋字四の角三三九八、三四〇〇の二、三四〇一、三四〇三、三四〇五の二、三四〇六の一、三四〇八、三五八六の一四、三三九八地先・三四〇一地先（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び神埼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第八百四十六号**

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二日

| 免許番号 | 氏名 | 本籍の都道府県名 | 免許年月日 | 水先区の名称 |
|---|---|---|---|---|
| 第二四六二号 | 井上啓太郎 | 東京都 | 令和七年八月十五日 | 鹿児島水先区 |
| 第二四六三号 | 若狭　健 | 埼玉県 | 令和七年八月十五日 | 釧路水先区 |

国土交通大臣　中野　洋昌

**○国土交通省告示第八百四十七号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年八月十八日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二日

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第5820号 | 持運び式ガス検知器（複合型のもの） | ＧＸ―9000 | 理研計器株式会社 | 東京都板橋区小豆沢二丁目7番6号 |
| 第5821号 | 〃 | ＧＸ―9000Ｈ | 〃 | 〃 |

国土交通大臣　中野　洋昌

**○国土交通省告示第八百四十八号**

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年八月十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二日

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 第5024号 | 個人装具（安全灯及びおのを除く。） | デュアルガード防火衣セット | 株式会社赤尾 | 防火衣上着及び手袋の生地の変更 |

国土交通大臣　中野　洋昌

**○国土交通省告示第八百四十九号**

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年八月十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二日

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 第5049号 | 救命胴衣灯 | ＬＦ―52 | 日本船燈株式会社 | 電子部品及び電子回路の仕様の追加 |

**○海上保安庁告示第二十一号**

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年九月二日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

| | |
|---|---|
| 名称 | 博多港第三区愛宕浜沖工事区域Ｃ浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の西南西方約五・三キロメートル） |
| 北緯 | 三三―三六―〇一 |
| 東経 | 一三〇―一九―四五 |
| 塗色及び構造 | 黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形 |
| 設置年月日 | 令和七年五月二十一日 |
| 記事 | 一　この浮標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。<br>二　九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所管理 |
| 名称 | 博多港第三区愛宕浜沖工事区域Ａ浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の西南西方約五・一キロメートル） |
| 北緯 | 三三―三六―一四 |
| 東経 | 一三〇―一九―四五 |
| 塗色及び構造 | 黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形 |
| 設置年月日 | 令和七年五月二十三日 |
| 記事 | 一　この浮標の上部に簡易な灯火（黄色）が設置されている。<br>二　九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所管理 |
| 名称 | 博多港第三区愛宕浜沖工事区域Ｂ浮標 |
| 位置 | |
| 所在地 | 福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の西南西方約四・二キロメートル） |
| 北緯 | 三三―三六―一四 |
| 東経 | 一三〇―二〇―二六 |
| 名称 | 舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｃ一灯） |
| 位置 | |
| 所在地 | 京都府舞鶴港第三区（舞鶴クレインブリッジ南側面中央） |
| 北緯 | 三五―三〇―三五 |
| 東経 | 一三五―二三―一六 |
| 廃止年月日 | 令和七年五月二十二日 |
| 名称 | 舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｃ二灯） |
| 位置 | |
| 所在地 | 京都府舞鶴港第三区（舞鶴クレインブリッジ南側面中央） |
| 北緯 | 三五―三〇―三五 |
| 東経 | 一三五―二三―一六 |
| 廃止年月日 | 令和七年五月二十二日 |
| 名称 | 舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｐ一灯） |
| 位置 | |
| 所在地 | 舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｃ一灯）の西北西方約一八〇メートル |
| 北緯 | 三五―三〇―三七 |
| 東経 | 一三五―二三―一〇 |
| 廃止年月日 | 令和七年五月二十二日 |
| 名称 | 舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｐ二灯） |
| 位置 | |
| 所在地 | 舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｃ二灯）の西北西方約一八〇メートル |
| 北緯 | 三五―三〇―三八 |
| 東経 | 一三五―二三―一〇 |
| 廃止年月日 | 令和七年五月二十二日 |

名称　舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｐ三灯）
位置
所在地　舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｃ一灯）の東南東方約一八〇メートル
北緯　三五―三〇―三三
東経　一三五―二三―二三
廃止年月日　令和七年五月二十二日

名称　舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｐ四灯）
位置
所在地　舞鶴クレインブリッジ橋梁灯（Ｃ二灯）の東南東方約一八〇メートル
北緯　三五―三〇―三三
東経　一三五―二三―二三
廃止年月日　令和七年五月二十二日

名称　波節岩無線方位信号所
位置
所在地　広島エンド鼻（香川県丸亀市）の南南東方約一・〇キロメートル（波節岩灯標）
北緯　三四―二〇―四二
東経　一三三―四二―四七
廃止年月日　令和七年五月三十日

名称　塩釜漁港東防波堤灯台
位置
所在地　宮城県仙台塩釜港塩釜区（塩釜漁港東防波堤外端）
北緯　三八―一九―二四
東経　一四一―〇三―〇六
撤去年月日　令和七年四月四日
記事　一時変更

名称　石垣港第一号灯浮標
位置
所在地　沖縄県石垣港（石垣港西防波堤灯台の西北西方約二・六キロメートル）
北緯　二四―二〇―四五
東経　一二四―〇七―〇一
撤去年月日　令和七年四月四日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連赤瀬港北西沖灯浮標
位置
所在地　三角灯台（熊本県上天草市）の北東方約六・〇キロメートル
北緯　三二―三九―二六
東経　一三〇―二九―四四
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連菊池川口南西沖第一号灯浮標
位置
所在地　大正開港一号防波堤灯台（熊本県玉名市）の南西方約七・六キロメートル
北緯　三二―五〇―〇四
東経　一三〇―二七―二一
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連菊池川口南西沖第二号灯浮標
位置
所在地　大正開港一号防波堤灯台（熊本県玉名市）の南西方約七・七キロメートル
北緯　三二―四九―五九
東経　一三〇―二七―二八
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連熊本港北西沖第一号灯浮標
位置
所在地　河内灯台（熊本県熊本市）の西南西方約九・五キロメートル
北緯　三二―四七―五七
東経　一三〇―二九―〇八
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連熊本港北西沖第二号灯浮標
位置
所在地　住吉灯台（熊本県宇土市）の北西方約一四キロメートル
北緯　三二―四七―二三
東経　一三〇―二八―三五
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連長洲港南沖灯浮標
位置
所在地　長洲港北防波堤灯台（熊本県長洲港）の南方約六・六キロメートル
北緯　三二―五一―四八
東経　一三〇―二六―〇七
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連緑川口西沖第一号灯浮標
位置
所在地　赤瀬港沖防波堤北灯台（熊本県宇土市）の北北西方約七・七キロメートル
北緯　三二―四三―三二
東経　一三〇―二八―四八
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連緑川口西沖第二号灯浮標
位置
所在地　赤瀬港沖防波堤北灯台（熊本県宇土市）の北北西方約六・八キロメートル
北緯　三二―四三―〇〇
東経　一三〇―二八―五一
撤去年月日　令和七年四月五日
記事　一時変更

名称　神島外港西一文字防波堤南灯台
位置
所在地　岡山県笠岡市（神島外港西一文字防波堤南端）
北緯　三四―二六―五六
東経　一三三―三〇―三四
撤去年月日　令和七年四月二十三日
記事　一時変更

名称　仮屋磁気測定所前Ｇ灯浮標
位置
所在地　仮屋港東防波堤北灯台（兵庫県淡路市）の北北東方約一・八キロメートル
北緯　三四―三一―五五
東経　一三五―〇〇―〇五
撤去年月日　令和七年五月七日
記事　一時変更

名称　富津沖灯浮標
位置
所在地　富津港東防波堤灯台（千葉県富津市）の北西方約一・五キロメートル
北緯　三五―一九―四五
東経　一三九―四八―二二
撤去年月日　令和七年五月二十六日
記事　一時変更

名称　伏木富山港伊喜礼参番定置網Ｃ浮標
位置
所在地　富山県伏木富山港（新湊東防波堤灯台の東北東方約一・七キロメートル）
北緯　三六―四七―二六
東経　一三七―〇八―一一
撤去年月日　令和七年五月二十八日
記事　一時変更

**○関東地方整備局告示第百九十一号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年九月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号四の項指定をした日欄中「令和二年八月十八日」を「令和七年八月十八日」に、指定の有効期間欄中「令和二年八月十八日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。

# 人事異動

## 内閣

○法務大臣臨時代理解職
　国務大臣　伊藤　忠彦
法務大臣鈴木馨祐帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○外務大臣臨時代理解職
　同　林　芳正
外務大臣岩屋毅帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○文部科学大臣臨時代理解職
　同　中根　順子（三原じゅん子）
文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上八月二十八日）

## 国家公安委員会

（公安調査庁調査第一部長）法務事務官　友井　昌宏
警察庁長官官房付を命ずる
警察庁長官官房付）警視監　友井　昌宏
北海道警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房総務課長）同　早川　剛史
警視庁警備部長を命ずる（以上八月八日）

## 警察庁

（北海道警察本部長）警視監　伊藤　泰充
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　伊藤　泰充
辞職を承認する
（警察庁交通局交通企画課長）同　今井　宗雄
警察庁長官官房総務課長を命ずる
（警察庁警備局付兼サイバー警察局付）警視正　中山　卓映
警視長に任命する
警察庁刑事局捜査支援分析管理官を命ずる
（警察庁交通局運転免許課長）警視長　井澤　和生
警察庁交通局交通企画課長を命ずる
（警察庁警備局付兼サイバー警察局付）同　稲盛　久人
警察庁交通局運転免許課長を命ずる
（警視庁警備部長）警視監　聖成　竜太
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　聖成　竜太
公安調査庁に出向させる（以上八月八日）

## 法務省

（広島地方検察庁検事）検事　井上　拓弥
横浜地方検察庁検事に配置換する
　検事　大塚　雄毅
　同　神渡　史仁
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に併任する
併任の期間は令和七年十一月三十日までとする（各通）
　同　是木　誠　同　早渕　宏毅
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）の併任を解除する（各通）
　同　片山　真人　同　早渕　宏毅
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する
併任の期間は令和七年十一月三十日までとする（各通）
　同　是木　誠　同　渡部　直希
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）の併任を解除する（各通）（以上八月二十九日）
　伊東　章子
難民審査参与員に任命する（八月三十日）
　飯笹佐代子　井上　一明　立山　良司
難民審査参与員に任命する（各通）（九月一日）

## 出入国在留管理庁

（出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長）法務事務官　平岡　宏一
厚生労働省に出向させる
（厚生労働省職業安定局需給調整課長）厚生労働事務官　中嶋　章浩
法務事務官（出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長）に転任させる（以上九月一日）

## 公安調査庁

（警察庁長官官房付）警視長　西尾慎二郎
法務事務官（公安調査庁調査第二部公安調査管理官）に昇任させる（九月一日）

## 防衛省

（防衛事務次官）
（防衛装備庁長官）
（人事教育局長）防衛審議官　増田　和夫
（防衛装備庁長官）
（地方協力局長）同　石川　武
（人事教育局厚生課長）防衛監察官　青木　健至
（大臣官房施設監）同　田中　利則
（防衛医科大学校副校長（企画・管理担当）（併）防衛医科大学校事務局長）防衛事務官　三原　祐和
（北海道防衛局長）防衛技官　福島　邦彦
（中国四国防衛局長）防衛事務官　田實　博幸
（人事教育局厚生課長）防衛審議官　田中　登
退職を承認する（各通）
（防衛政策局長）同
防衛事務次官に昇任させる
（整備計画局長）同
防衛装備庁長官に昇任させる
（統合幕僚監部総括官）防衛事務官　小野　功雄
防衛審議官（大臣官房長）に昇任させる
（大臣官房長）防衛審議官　萬浪　学
防衛政策局長に転任させる
（沖縄防衛局長）防衛事務官　伊藤　晋哉
防衛審議官（整備計画局長）に昇任させる
（大臣官房政策立案総括審議官）
防衛審議官　廣瀬　律子
人事教育局長に昇任させる
（地方協力局次長）同　森田　治男
地方協力局長に昇任させる
（防衛装備庁技術戦略部長）防衛事務官　松本　恭典
外務省へ出向させる
（大臣官房審議官（併）情報本部副本部長）防衛審議官（併）　弓削　州司
防衛事務官（情報本部副本部長）の併任を解除する
退職を承認する
（大臣官房審議官）防衛審議官　中西　礎之
退職を承認する
（防衛装備庁装備政策部長）防衛事務官　坂本　大祐
防衛審議官（大臣官房政策立案総括審議官）に転任させる
（大臣官房審議官）防衛審議官　井上　主勇
大臣官房施設監に転任させる
　志賀佐保子
防衛審議官（大臣官房公文書監理官）に採用する
（整備計画局防衛計画課長）防衛審議官　中野　憲幸
大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官に昇任させる
（外務省大臣官房審議官）外務事務官　林　美都子
防衛審議官（大臣官房審議官）に採用する
防衛事務官（情報本部副本部長）に併任する
（九州防衛局長）防衛事務官　江原　康雄
防衛審議官（大臣官房審議官）に転任させる
（大臣官房付（併）大臣官房審議官）防衛事務官（併）防衛書記官　中野　滋明
防衛審議官（大臣官房審議官）の併任を解除する
防衛審議官（大臣官房審議官）に転任させる
（防衛政策局防衛政策課長）防衛審議官　松尾　友彦
防衛事務官（大臣官房付）に転任させる
防衛審議官（大臣官房審議官）に併任する
（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　松尾　智樹
防衛審議官（防衛政策局次長）に採用する
（南関東防衛局長）防衛事務官　末富　理栄
防衛審議官（地方協力局次長）に転任させる
　末永　広
防衛事務官（大臣官房付）に採用する
防衛医科大学校副校長（企画・管理担当）に転任させる
防衛医科大学校事務局長に併任する
（防衛政策局次長）防衛審議官　上田　幸司
防衛事務官（統合幕僚監部総括官）に転任させる
（地方協力局地域社会協力総括課長）同　掛水　雅俊
防衛事務官（北海道防衛局長）に昇任させる
（近畿中部防衛局長）防衛技官　池田　眞人
北関東防衛局長に転任させる
　鋤先　幸浩
防衛事務官（大臣官房付）に採用する
南関東防衛局長に転任させる

（整備計画局施設整備課長）防衛書記官　丸山　幹夫
防衛技官（近畿中部防衛局長）に昇任させる
（地方協力局地方協力課長）同　深和　岳人
防衛技官（中国四国防衛局長）に昇任させる
（防衛装備庁装備政策部装備政策課長）防衛事務官　伊藤　和己
九州防衛局長に昇任させる
（地方協力局総務課長）防衛書記官　村井　勝
防衛事務官（沖縄防衛局長）に昇任させる
（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））内閣事務官　小杉　裕一
防衛事務官（防衛装備庁装備政策部長）に採用する
（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）防衛書記官　家護谷昌徳
防衛事務官（防衛装備庁プロジェクト管理部長）防衛技官　嶺　康晴
防衛装備庁技術戦略部長に転任させる
（大臣官房公文書監理官）防衛書記官　前田　清人
防衛事務官（大臣官房付）に転任させる
大臣官房付調査分析官に転任させる
（北関東防衛局長）防衛事務官　森　浩久
大臣官房付に転任させる
防衛装備庁へ出向させる
（大臣官房秘書課長）防衛書記官　中間　秀彦
（防衛政策局調査課長）同　安藤　誠
内閣官房へ出向させる（各通）
（防衛政策局国際政策課長）同　西野　洋志
退職を承認する
（南関東防衛局企画部長）防衛技官　秋吉　裕一
（南関東防衛局調達部長）同　古川正司郎
防衛書記官（大臣官房参事官）に転任させる（各通）
（防衛政策局付（併）防衛政策局調査課情報保全企画室長）
防衛部員（防衛政策局調査課情報保全企画室長）
防衛事務官（併）防衛部員　井手口寿史
の併任を解除する
防衛書記官（大臣官房参事官）に転任させる
（大臣官房文書課長（併）大臣官房文書課防衛省図書館長）
防衛書記官（併）大臣官房企画評価課長）　日下　良太
防衛事務官（大臣官房文書課防衛省図書館長）の併任を解除する
大臣官房企画評価課長の併任を解除する
大臣官房秘書課長に転任させる
（人事教育局人事計画・補任課長）防衛書記官　玉越　崇志
大臣官房文書課長に転任させる
防衛事務官（大臣官房文書課防衛省図書館長）に併任する
（防衛政策局インド太平洋地域参事官付部員（併）防衛政策局インド太平洋地域参事官付国際安全保障政策室長）防衛部員　伊藤　渉
防衛政策局インド太平洋地域参事官付国際安全保障政策室長の併任を解除する
防衛書記官（大臣官房企画評価課長）に昇任させる
（九州防衛局総務部長）防衛事務官　井ノ口哲也
防衛書記官（大臣官房訟務管理官）に転任させる
（地方協力局沖縄協力課長）防衛書記官　川上　直人
防衛政策局防衛政策課長に転任させる
（大臣官房付）防衛事務官　花井　剛
防衛書記官（防衛政策局日米防衛協力課長）に転任させる
（防衛装備庁調達事業部輸入調達官）同　遠藤　敦志
防衛書記官（防衛政策局国際政策課長）に転任させる
（内閣官房内閣参事官（国家安全保障局））内閣事務官　河野　太
防衛書記官（防衛政策局調査課長）に採用する
（大臣官房参事官）防衛書記官　有田　純
整備計画局防衛計画課長に転任させる
（沖縄防衛局調達部長）防衛技官　三沢　大輔
防衛書記官（整備計画局施設整備課長）に転任させる
（中国四国防衛局調達部長）同　小長　大輔
防衛書記官（整備計画局建設制度官）に転任させる
（大臣官房参事官）防衛書記官　日下　良太
整備計画局提供施設計画官に転任させる
（人事教育局人材育成課長）同　瀬川　篤史
人事教育局人事計画・補任課長に転任させる
（大臣官房付）防衛事務官　光畑　和典
防衛書記官（人事教育局人材育成課長）に転任させる
（大臣官房訟務管理官）防衛書記官　大塚　英司
人事教育局厚生課長に転任させる
（大臣官房文書課部員（併）大臣官房文書課法令審査官）防衛部員　伊藤　慎吾
大臣官房文書課法令審査官の併任を解除する
防衛書記官（人事教育局服務管理官）に昇任させる
（大臣官房付）防衛事務官　濱　和彦
防衛書記官（地方協力局総務課長）に転任させる
（大臣官房参事官）防衛書記官　原田　道明
地方協力局地域社会協力総括課長に転任させる
（人事教育局服務管理官）同　林　太郎
地方協力局地方協力課長に転任させる
（沖縄防衛局企画部長）防衛事務官　森広　芳光
防衛書記官（地方協力局沖縄協力課長）に転任させる
（大臣官房付）防衛技官　鈴木　哲哉
防衛書記官（地方協力局労務管理課長）に転任させる
（大臣官房参事官）防衛書記官　加藤　勝俊
防衛事務官（北関東防衛局次長）に転任させる
（整備計画局提供施設計画官）同　高橋　哲也
防衛技官（熊本防衛支局長）に転任させる
（整備計画局建設制度官）同　上谷　康晴
防衛技官（沖縄防衛局調達部長）に転任させる
（防衛政策局日米防衛協力課長）同　芦塚　修
防衛装備庁へ出向させる
（地方協力局労務管理課長）同　生形　良隆
自衛隊法第44条の2（管理監督職勤務上限年齢による降任等）第1項本文の規定により防衛部員（地方協力局総務課部員）に降任させる（以上八月一日）
（防衛監察本部副監察監）防衛事務官　水田　裕滋
退職を承認する
（防衛監察本部統括監察官）同　多田拓一郎
防衛監察本部副監察監に昇任させる
（防衛政策局防衛政策課部員（併）大臣官房企画官）防衛部員　髙津　真
防衛政策局防衛政策課防衛政策企画官の併任を解除する
大臣官房企画官の併任を解除する
防衛書記官（人事教育局給与課長）に昇任させる
（人事教育局給与課長）防衛書記官　錦織　誠
防衛事務官（防衛監察本部統括監察官）に転任させる（以上八月八日）

# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、キルギスの独立記念日につき、八月二十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、トリニダード・トバゴの独立記念日につき、八月二十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、スロバキアの憲法記念日につき、八月二十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ウズベキスタンの独立記念日につき、八月二十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 労　働

**最低賃金の改正決定に関する公示**

新潟労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月２日

新潟労働局長　福岡　洋志

第４号中「１時間985円」を「１時間1,050円」に改める。

# 公　　告

諸　事　項

## 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月２日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　処分をした年月日　令和７年８月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山陰パナソニック株式会社　渡部幸太郎　島根県出雲市渡橋町416　国土交通大臣許可（般―６）第10474号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年８月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告中更正

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止の申立て

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

**書面による計算報告**

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**破産債権の特別調査期日**

**特別清算開始**

**令和７年（ヒ）第６号**

栃木県栃木市片柳町１丁目16番14号
清算株式会社　株式会社片柳商店
代表清算人　宮﨑　好則

１　決定年月日　令和７年８月18日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

宇都宮地方裁判所第１民事部

**令和７年（ヒ）第３号**
大阪府泉南市りんくう南浜３番17号
清算株式会社　株式会社ラフィオラボ
代表清算人　青柳　敏之
1　決定年月日　令和７年８月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所岸和田支部

**令和７年（ヒ）第８号**
香川県丸亀市綾歌町岡田東837番地
清算株式会社　株式会社宮武木工
代表清算人　宮武　秀明
1　決定年月日　令和７年８月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所民事部

## 特別清算終結

**令和７年（ヒ）第３００９号**
大阪市北区中崎西２丁目６番６号パステル２－301号
清算株式会社　株式会社アンデルセン
1　決定年月日　令和７年８月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

## 特別清算協定認可

**令和７年（ヒ）第４号**
愛知県豊田市錦町２丁目15番地１
清算株式会社　株式会社井上自動車
代表者代表清算人　井上　美鹿
1　決定年月日　令和７年８月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権のうち元本額（ただし、令和７年６月９日を基準日とする。）の3.24869717％に当たる金員を支払う。ただし、各協定債権者の債権額にかかる弁済率を乗じた結果発生する１円未満の端数については、0.51以上である場合は切り上げ、0.51未満である場合は切り捨てるものとする。
2　前項に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　各協定債権者は、前二項に定める弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、清算株式会社が各協定債権者に対して負担するその余の債務を全て免除する。
4　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権のうち元本額（ただし、令和７年６月９日を基準日とする。）の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
名古屋地方裁判所岡崎支部

## 更生手続終結

**令和５年（ミ）第１号**
大阪市中央区北久宝寺町２丁目６番８号
更生会社　株式会社ルートスタイル
管財人　山本　幸治
1　決定年月日　令和７年８月19日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
大阪地方裁判所第６民事部

## 再生手続終結

## 小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

## 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

令和七年九月二日
大阪府東大阪市長栄寺二―一二Ｔｓｕｎａｇａｒｕ ＢＬＤＧ五Ｆ
（甲）合同会社キンキプロパティ
代表社員　権藤　由枝
横浜市神奈川区白楽二六―一白楽荘二―一号室
（乙）合同会社タイムファスト
代表社員　久保　孝徳

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の岩手県北上市和賀町岩沢８地割八番四他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月二日
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
（甲）Ｇインフラ５号合同会社
代表社員　Ｇインフラホールディングス５号一般社団法人
職務執行者　池田　卓也
東京都港区南青山二丁目一三番二号サンライズ青山二Ｆ青山国際税理士法人内
（乙）ソーラーモズ合同会社
代表社員　ソーラーモズ一般社団法人
職務執行者　髙木　康行

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道石狩市厚田区聚富一七一番一他における太陽光発電事業及び北海道旭川市西神楽四線十四号一一番五五二他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月二日
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
（甲）ブルーインフラ２０号合同会社
代表社員　ブルーインフラホールディングス２０号一般社団法人
職務執行者　池田　卓也
東京都港区南青山二丁目一三番二号サンライズ青山二Ｆ青山国際税理士法人内
（乙）ソーラーキジ合同会社
代表社員　ソーラーキジ一般社団法人
職務執行者　髙木　康行

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道石狩市厚田区望来一三〇番三他における太陽光発電事業に係る権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年九月二日
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
（甲）ブルーインフラ２０号合同会社
代表社員　ブルーインフラホールディングス２０号一般社団法人
職務執行者　池田　卓也
東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内
（乙）ソーラーデルレイ合同会社
代表社員　ソーラーデルレイホールディングス一般社団法人
職務執行者　出澤　貴人

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食及び農業に関わる事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　千葉日報
掲載の日付　令和七年八月二十六日
掲載頁　十七頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十六日
掲載頁　四十八頁（号外第一九二号）
令和七年九月二日
神奈川県南足柄市塚原二〇〇九番地二
（甲）ＴＫ　ＣＯＭＰＡＮＹ株式会社
代表取締役　堀口　嗣正
神奈川県足柄上郡開成町牛島三三一番地
（乙）ＨＯＲＩＧＵＣＨＩ　ＨＤ株式会社
代表取締役　堀口　嗣正

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十四日
掲載頁　一三〇頁（号外第一八四号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年一月二十九日
掲載頁　一〇六頁（号外第十七号）
令和七年九月二日
東京都中央区新富一丁目三番七号
（甲）株式会社マイクロハウス
代表取締役　子安喜美子
東京都中央区銀座二丁目一二番三号
（乙）株式会社マイクロスタッフィングサービス
代表取締役　子安喜美子

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二日

東京都町田市成瀬八丁目一九番一一号

合同会社Ｅ＆Ｍ　Ｇａｒｄｅｎｉｎｇ

代表社員　エリックリベラ

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二日

東京都中央区八重洲二―一―一ＹＡＮＭＡ　ＲＴＯＫＹＯ一二階

合同会社Ｅａｓｔａｎｄａｒｔ

代表社員　東原　雄一

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号

合同会社リバイラル

代表社員　坂本　純一

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二日

東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬ　Ｄ．七階

ＳＭＢグロースパートナーズ合同会社

代表社員　佐々木　健

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二日

大阪市東淀川区豊里二丁目二四番三号

合同会社ＯＷＬ

代表社員　石川　百香

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十日であり、組織変更後の商号は株式会社オリーブさぽーと永福とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二日

沖縄県沖縄市嘉間良二丁目一番五一号真喜志第二アパート一〇二

合同会社永福

代表社員　崎原　永

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二日

長野市北石堂町一四三九番地

有限会社パット・ラック

代表取締役　藤林　太一

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を六千二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　四十二頁（号外第一三〇号）

令和七年九月二日

岐阜県各務原市前渡西町九一二番地の五

岐阜富士工器株式会社

代表取締役　前口庄一郎

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億七千百六十万円、資本準備金の額を一億七千百六十万円減少し、それぞれ百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二日

群馬県前橋市上新田町九八一番地

株式会社錦

代表取締役　中林　松喜

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年九月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月二日

広島県廿日市市宮内二丁目一〇番三四号

広栄社株式会社

代表取締役　谷山　亮

**株式併合につき通知公告**

当社は、普通株式及び議決権制限株式（完全無議決権株式）につき各々一万株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお効力発生日は令和七年九月三十日であり、同日における発行可能株式総数は五万四九二八株（普通株式・議決権制限株式はその半数ずつ）となります。

令和七年九月二日

東京都中央区新川一丁目二三番地四号ＩＳリバーサイドビル一二〇一号室

株式会社フューチャート

代表取締役　今井　尚

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を十七億一千六百五十六万二千八百三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0030/index.html

令和七年九月二日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｓｏｌｉｏ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

**確定給付企業年金の清算公告（第一回）**

当社の規約型確定給付企業年金（四規　第〇一二一九一号　旧南西石油分）は、令和七年八月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年九月二日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

太陽石油株式会社

確定給付企業年金　清算人　田中　一平

**債権申出の公告（第一回）**

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年九月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二日

埼玉県川越市南台一丁目三番二

アドラゴスファーマ川越株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　後藤　教代

**取消公告**

令和七年五月二十二日（号外第一一二号）掲載の準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、準備金の額の減少公告のみ取消します。

令和七年九月二日

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼四四七番地

株式会社ＴＡＮＡＫＡホールディングス

代表取締役　田中　亮圭